

「指定居宅介護支援」重要事項説明書

(令和6年9月1日現在)

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(大分県指定 第4470107915号)

当事業所はお客様に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

☆居宅介護支援とは

お客様が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを提供します。

- お客様の心身の状況やそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- お客様の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、お客様及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とお客様双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。また、「要支援」の方は担当の地域包括支援センターと業務委託をした場合のみ対象となります。

社会福祉法人 温寿会

指定居宅介護支援事業者

介護保険サービスセンター庄の原苑

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 温寿会
- (2) 法人所在地 大分県大分市荏隈字庄の原1798番地
- (3) 電話番号 097-544-0888
- (4) 代表者氏名 理事長 井上 修二
- (5) 設立年月 平成7年7月28日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
- (2) 事業の目的 要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供する。
- (3) 事業所の名称 介護保険サービスセンター庄の原苑
平成24年12月1日指定 大分県4470107915号
- (4) 事業所の所在地 大分市大字荏隈字庄の原1798番地
- (5) 電話番号 097-547-7884
- (6) 事業所長 石井 宏治
- (7) 管理者 森迫 由美子
- (8) 運営方針 在宅の要援護高齢者の方々が可能な限り居宅において日常生活を営むことができるよう適切かつ緊密な居宅介護支援を行う。

開設年月 平成24年12月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 大分市
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月～土 (ただし、祝日及び年末年始(12月31日～1月3日)を除く)
受付時間	月～土 8:00～17:30
サービス提供時間帯	月～土 8:00～17:30 (営業日外、時間外の場合はお客様との協議により対応します。)

4. 職員の体制

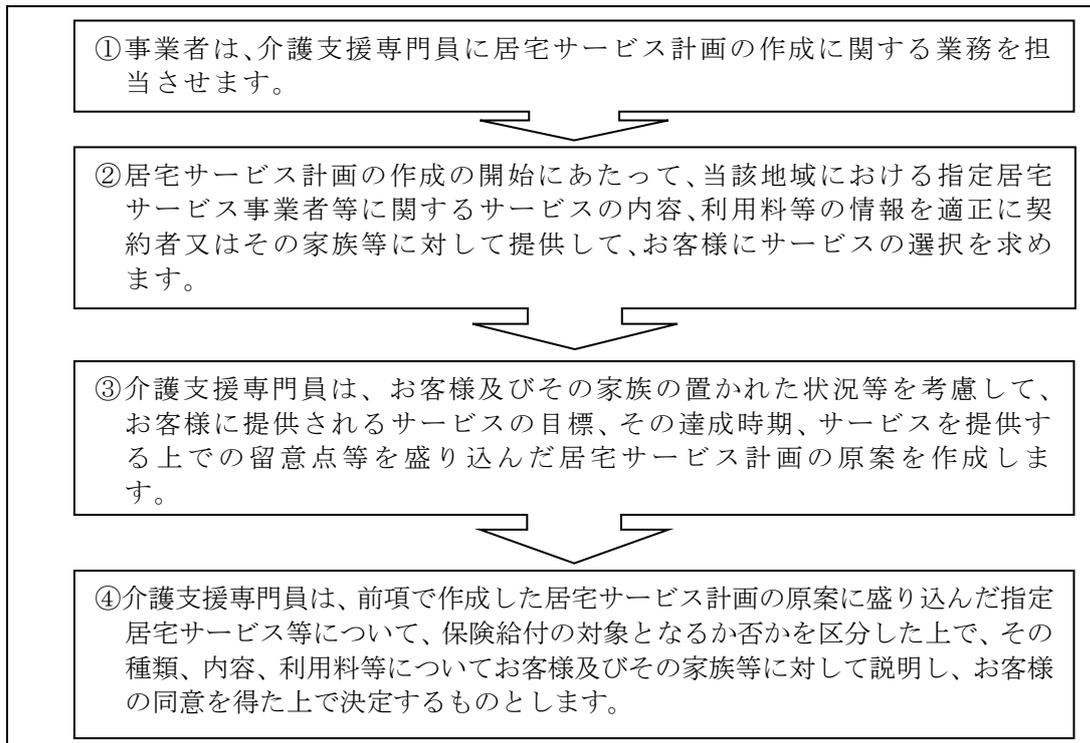
当事業所では、お客様に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	指定基準	職務の内容
1. 管理者兼介護支援専門員	1名		1名	事業所の業務及び職員の管理・ケアマネジメント事業等
2. 介護支援専門員	2名		2名	ケアマネジメント事業等

5. 当事業所が提供するサービス

<居宅サービス計画の作成の流れ>



(1) 居宅サービス計画の作成

お客様のご家庭を訪問して、お客様の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して居宅サービス計画を作成します。

(2) 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

お客様及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。

居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。

お客様の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

(3) 居宅サービス計画の変更

お客様が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とお客様双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

(4) 介護保険施設への紹介

お客様が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又はお客様が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

- ・ サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。
- ・ 病院等へ入院、入所される際は、担当の介護支援専門員の氏名および連絡先を当該病院等へお伝えください。

(2) 介護支援専門員の交替

① 事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、お客様に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

② お客様からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事由その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。

ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

7. 苦情の受付について

<行政機関その他苦情受付機関>

当事業所における 苦情の受付窓口 苦情受付ボックス設置 (*苦情受付ボックスを 玄関に設置しています)	苦情受付窓口 (担当者) 職名 事務長 田崎 友子 (544-0888) 受付時間 毎週 月曜日～金曜日 8時～17時30分 (祝日・年末年始を除く)
大分市役所 長寿福祉課	所在地 大分市荷揚町2番31号 電話番号 534-6111 FAX・548-5387
大分県 国民健康保険団体連合会	所在地 大分市大手町2丁目3番12号 大分県市町村会館内 電話番号 534-8470 FAX・537-8652
大分県社会福祉協議会	所在地 大分市大津町2-1-41 電話番号 558-0300 FAX・558-6001

8. サービス利用料金について

当事業所が提供するサービスについて、通常の（当事業所が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する）場合（定代理受領）、利用料金は介護保険から給付されますので、お客様の利用料負担はありません。

ただし、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

（１） サービス利用料金

要介護1～要介護2	要介護3～要介護5
10,860円	14,110円

*特定事業所加算Ⅲの3,230円も追加となります。

その他 各種加算は要件が整えば追加請求となります。

【各種加算】 初回加算・入院時情報連携加算（Ⅰ）（Ⅱ） 退院・退所加算 緊急時等
居宅カンファレンス加算・ 通院時情報提供加算 ターミナルケアマネジメント加算
特定事業所加算 （Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）（A）

利用料金のお支払い方法

前記（１）の料金・費用は1か月ごとに計算し、ご請求しますので翌月10日までにお支払い下さい。なお、銀行振り込みを希望される方は、下記指定口座へお支払い下さい。

大分銀行	賀来支店	口座番号	普通 5108155
		口座名義	介護保険サービスセンター庄の原苑
		所長	石井 宏治

9. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、お客様に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

（１） 守秘義務

事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得たお客様及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。

この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。

（２） 中立義務

当事業所は、お客様から委託された業務を行うにあたって、お客様に提供される居宅サービス等が特定の種類のみに偏ることがないように、また、特定の居宅サービス事業者等による居宅サービス等を利用するようお客様を誘導、あるいはお客様に指示すること等により特定のサービス事業所を有利に扱うことがないように公正中立に行ないます。よって、お客様は、複数の事業所の紹介を求めることが可能です。

情報保持・開示

お客様に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、お客様またはその代理人の請求に応じて閲覧に供し複写物を交付します。

お客様が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他お客様から申し出があった場合には、お客様に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。加えてお客様は、いつでもケアプランに当該サービス事業所を位置付けた理由を求めることができます。

前項にかかわらず、お客様に係るサービス担当者会議での利用など正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、お客様又はその家族等の個人情報を用いることができます。

9. 契約の終了について

お客様には、以下のような事由がない限り継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事由に該当するに至った場合には、当事業所のサービスを終了します。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① お客様が死亡した場合② 要介護認定によりお客様の心身の状況が「要支援1」「要支援2」「非該当」と判定された場合（ただし、「要支援1」「要支援2」の方は担当地区の地域包括支援センターから委託を受け介護予防支援を実施する場合があります）③ お客様が介護保険施設に入所した場合④ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合⑥ お客様から契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい）⑦ 事業者から解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい） |
|--|

(1) お客様からの契約解除の申出

お客様から当事業所のサービスを解約することができます。その場合には、解約を希望する日の7日前までに解約を申し出てください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解除することができます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく居宅介護支援を実施しない場合③ 事業者もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は重大な過失によりお客様の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合 |
|---|

(2) 事業者からの契約解除の申出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① お客様が、心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果サービスの提供を継続しがたい重大な事由を生じさせた場合② お客様が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合 |
|--|

10. 損害賠償について

お客様に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、お客様の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じると共に、事故の状況及び事故に際して講じた内容を記録します。

事業者の責任によりお客様に生じた損害について事業者はその損害を賠償いたします。

ただし、その損害の発生についてお客様に故意又は重大な過失が認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

11. 業務継続に向けた取り組みについて

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

12. 身体拘束等の原則禁止について

当事業所は、サービス提供にあたっては、お客様等の身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の心身の状況並びに緊急のやむを得ない理由など必要な事項の記録を残します。

<重要事項説明付属文書>

※ 人権擁護・虐待防止について

当事業所は、ご契約者等の人権擁護・虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や技術の向上に努めます。
- (2) 虐待防止のための検討委員会を定期的に開催しその結果を従業者へ周知します。
- (3) 従業者が支援にあつたでの悩みや相談できる体制を整えるほか、従業者がご契約者等の権利擁護に取り組める環境を整えます。
- (4) その他人権擁護・虐待防止のために必要な措置を講じます。

<人権擁護・虐待防止等のための責任者の設置>

介護保険サービスセンター庄の原苑 管理者	森迫 由美子
-------------------------	--------

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

居宅介護支援事業所

介護保険サービスセンター庄の原苑

説明者氏名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏名

印

利用者代理人住所

氏名

印